（第二種）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　（昭和十一年十二月十九日）

臺灣新聞 夕刊

十一月二十八日

夕刊定価一部二銭

編輯兼發行人　佐々木寧

發行所　臺灣日日新報社
基隆支局　臺中支局　臺南支局　花蓮港支局　大阪支局　東京支局
基隆市旭町（基隆七八五）　臺中市錦町（臺中一〇七）　臺南市錦町（臺南一五六）　花蓮港街（花蓮港一〇）　大阪市南區南濱町（ヘタカビルヂング内）　東京市芝區櫻田本郷町（電芝一七一）

愈よ議會對策に 政府は力を集注

豫算決定の餘勢を驅って 行革は審議が進捗

【東京二十八日發】総六十二億圓餘の昭和十二年度豫算も二十七日の閣議で何等波瀾なく審議時間僅かに二時間といふ驚異的な速さで閣議決定を見るに至り、政府は行政改革問題の解決と共に豫算案の第七十議會に提出することとなつた。行政改革問題に關しては目下大藏、内務兩省間で折衝中であるが、既に四相會議において概ね成案を得、來る一日閣議の五相會議には最終的の具體案を提出することとなつてゐるが、之を遲くとも十二月中には具體案を得んことを期して居り、或は

總督、軍司令官等に不穏投書を爲す

犯人は公學校出身の商店傭人

背後關係を嚴重追求

N·K·T團の正體

去る二十二日夜から二十三日にかけて佐々木警務部長は次の如き重大アメリカの海上ゼネストは何時解決するか見通さ

N團の結成當初から現狀及び其の團體に關する秘密に印刷したパンフレット十萬枚を既に各所に撒布したりとか、打倒日本帝國主義或ひは警察を愚弄したもので、次いで十一月十八日及び二十日發行の臺灣新民報の切抜きを貼附し二十日付けで總督府警務局長同じくT·K·N團なる者をもつて即ち一昨年の内容が十一月十八日及び二十日發行の臺灣新民報の切抜きを貼附し二十日付けで總督府警務局長同じくT·K·N團なる者をもつて即ち一昨年の内容が十一月十八日及び二十日發行の臺灣新民報の切抜きを貼附し二十日付けで總督府警務局長同じくT·K·N團なる者をもつて即ち一昨年の内容が

（第二面參照）

不穏文書は今後嚴重に取締る

佐々木警務部長語る

閣氏との諒解成る

されずとの自信をもつて犯人は投書して居るものらしいが、現在の情勢では發見は容易な事であり、且つ之で警察當局も自信を得たし今後斯る投書があれば嚴重に追及する筈である

義宮殿下には けふ第一回御誕辰

兩陛下と御揃ひて御祝膳

【東京二十八日發】皇太子殿の御長男義宮殿下には今二十八日御誕辰に當らせられ第一回の御誕辰を迎へさせられた、この吉辰を

（第二面參照）

米國海運罷業の餘波 我商船隊は超滿腹

紐育航路は大繁昌

【神戸二十八日發本社特電】一ケ月に亘るアメリカの海上ゼネストは何時解決するか見通されないが、米國船舶の入港止めは日本郵船に取つては一大打撃で、船客貨共に滿腹の狀態にあり、殊にニューヨーク地帶を避けてのニューオーリンズ行は殆ど滿船、三井、國際汽船五十餘隻の快速優秀船が皆滿腹狀態の貨物を積んで我が世

右に跪し佐々木警務部長は次の如くに語つた

新たな種の不穏文書は容易に發見

臺灣神社月次祭

臺灣神社では二十八日午前八時月次祭が執行同四十分終了した、式中總督司令官は織田副官を隨へ玉串を奉奠し、次で二見民政長官代理警務局長、狩俣參謀長、荻洲參謀長、初め出張員に關する件の二項につき打合せを爲した後部守、市尹、警察部長、市助役出張員に關する意見を聽取した

基隆防衛團の國旗入魂式

基隆神社で擧行

【基隆特電】基隆防衛團本部及び北、南、西、海上の四地區防衛團は後例に依り神前及供物奉奠を擧行された

中央空軍根據地を 山西省に建設

閻氏との諒解成る

【北平二十七日發同盟】蔣介石氏一行の撤退を急ぎその第一歩として大原、汾陽、大同、五台の四地點をもつて中央空軍の根據地とするに決定既に閻錫山氏との間に諒解を遂げた原飛行場では早くも格納庫の增築を開始し他の三ヶ所でも既に工事に着手した

元せしむる積極心だと言はる蔣介石氏を總司令とし親ソ派參謀副官攻略より更に廣東地區擊滅をも企圖してゐると云はれ又は親ソ派目されつゝある

對蒙積極攻撃を 蔣介石氏が命令

親ソ派の進言を容る

【北平二十七日發同盟】蔣介石氏一行は綏遠に進入せしめた中央軍を大原、汾陽、大同、五台の四地點をもつて綏遠包頭より同陽、武川をして中央空軍の根據地とするに決定既に閻錫山氏との間に諒解を遂げた原飛行場では早くも格納庫の增築を開始し他の三ヶ所でも既に工事に着手した

士林の製紙工場 昨夜火事騒ぎ

原料の藁十五萬斤燒く

臺北地方の氣溫 急に降下す

明日の日曜は快晴

夜間の快晴、幅射熱の放射による氣溫の低下と北方から押し寄せて來る寒氣との二重の脅威を受けて廿七日早朝五、六時頃の臺北地方の氣溫はぐつと急降下して一度四分と云ふ本シーズンの最低氣溫を示し午後一時の最高氣溫でも十九度二分と云ふ寒さで二日中島都市民を寒からしめたが二十八日になり北方から順下して樞子辺

寶斗沖で 帆船顚覆

乘組員は溺死か

【新竹特電】又寶斗沖で帆船があつた、十七日午前八時頃台北州淡水郡八里庄字小八里坌の兩名と帆船一隻が同地張本某の兩名と帆船一隻が同地張本某の兩名と帆船一隻が同地張本某

（第三種郵便物認可）　昭和十一年十一月二十九日　臺灣日日新報　第一万三千百七十五號　（三）

御殿女中　(115)

邦枝完二作
神保朋世画

殿中（八）

「心得まして御座います。」

すましきものは統制とは、こりゃ飛でもない騒ぎ。五張にない統制を拵いたばかり、思ひ掛けない五兩といふ品が轉もうたとなつては、こりやたまには統制として見るものだと、おころはむなやかに思ひながら、打つて変つた態度になつて家村の部屋を出て行つた。

慌しげにその背後を見送つてゐた家村は、漸く我れに返つてお万の方を見やつた。お万は泣き腫れたまゝ膝を上げることも出来ず、わなゝく身に纏つた着物もしどろに、青畳の上に伏してゐた。

「これ方」

「はい。」

「汝た統制者が貰入つて、さぞ驚いたであらう。」

「——」

「もはや安心したがよいぞ。皆の者にも云つてやつた通に、誰も来る気づかひはない。——もそつと楽にするがよい。」

「御上様、御慈悲で御座います。」

「わたくしに、どうお詫を下さいまして。」

「まゝ、まだそのやうな、わけの解めことを云やるが、……よいそれならわらはにも覚悟あるよ。」

◇お万は基隆の二名所たるに止まらず、実に台湾の名園を飾る不朽の活ける大画図ともいふべきものにして、本邸を訪れる者に対し第一印象を深刻ることは勿論のこと、是非の二字はさを味へば味ふほど感謝々として盛なる所なく、非常時に相應しき快はないか、暖なととは飛んでもないこと。無理を申上げて誠に本丸の掟として、きつい仕置を申し付けるのぢや。それも知つてであらうの。」

「わたくしに、どうお詫を下さいまして。」

「まゝ、まだそのやうな、わけの解めことを云やるが、……よいそれならわらはにも覚悟あるよ。」

こつち、来やる。」

「御那様。——」

再び左の眼には一杯に涙が溢れた。

「何んとしたのぢや。」

「どうぞ、わたくしに、お暇を下さいまし。」

「何んと云やる。」

「お暇を頂戴したいと……」

「どうぢや。これでも機嫌を直しやらぬか。」

「はい。」

「そんならこれをわたくしに。……」

「はゝゝゝ。——」

「はゝゝゝ。我金なことゝいふ。このまゝ手の裏を反したやうなお万様との可愛らしさ。」

「あれまあ旦那様、それはお万様との御門違ひでは御ざいませぬか。」

「何を云やる。万にはそれに来村はおこゝの耶ヘ口を寄せて、口早に何事かを囁いた。

「おゝ、では谷中でだな。」

「御……吉……何事も万にお委せ下さいまし。」

「はい。……御……」

「御……」

「はい。」

「これか……御……も御覧に入れこと……」

「何を云やる。これでも機嫌を直しやらぬか。」

「はい。」

「そんならこれをわたくしに。……」

「はゝゝゝ。——」

「はゝゝゝ。我金なことゝいふ。このまゝ手の裏を反したやうなお万様との可愛らしさ。」

「あれまあ旦那様、それはお万様との御門違ひでは御ざいませぬか。」

「何を云やる。万にはそれに来村はおこゝの耶ヘ口を寄せて、口早に何事かを囁いた。

「おゝ、では谷中でだな。」

「御……吉……何事も万にお委せ下さいまし。」

「はい。……御……」

「御……」

「はい。」

「これか……御……も御覧に入れこと……」

つてしまはう。——これを取らせう程に、機嫌を直しや。」

家村はさういひながら、傍らの文箱から無雑作に摑み出したいくらかの紙幣を、おころの方へ押しやつた。

「そんならこれをわたくしに。……」

「どうぢや。これでも機嫌を直しやらぬか。」

「はい。」

「御……吉……何事も万にお委せ下さいまし。」

「はい。……御……」

「御……」

「はい。」

「これか……御……も御覧に入れこと……」

「何を云やる。万にはそれに来村はおこゝの耶ヘ口を寄せて、口早に何事かを囁いた。

「おゝ、では谷中でだな。」

「御……吉……何事も万にお委せ下さいまし。」

「はい。……御……」

「御……」

「はい。」

「これか……御……も御覧に入れこと……」

公開欄

篤志家に望む

臺南　須田清基

◇御基隆市井桑原敦氏氏の主唱にかゝるものと聞くが、基隆在住の篤志家某氏の財政難に依つて基隆港湾建設に着手する巨額の工費に、帝国帝国議会下の帝議も餅かに「星飯」の二文字が刻み飾られたといふことである。

◇之は基隆の二名所たるに止まらず、実に台湾の名園を飾る不朽の活ける大画図ともいふべきものにして、本邸を訪れる者に対し第一印象を深刻ることは勿論のこと、是非の二字はさを味へば味ふほど感謝々として盛なる所なく、非常時に相應しき快挙として推頌するに足ると信ずる者である。

◇之に就いて想ひ出すことがある。夫れは曩くも　明治皇が台湾の蒼生を大御心に掛けさせ給うて御詠み遊ばされた「新高の山の麓ぐ繁しき」と云ふ御製と、皇太后陛下がいたつて民を御慰み給うて詠み給へる「つれづれの友となりて慰つゝ行くこと聴きわれに代りて」といふ有難き御歌である。

◇こゝ御製と御歌とを拝誦して感激に堪ばぬ者はなからうが分けても台湾に住する者等は拝誦する度毎に、炎災酷熱にも厭然として耐ゆる勇気を増加へられ、更に、甲謁を願ふことなく接する者に満ち溢るゝを覚ゆるである。若し夫れこの有難き御製と御歌とを台湾の蒼生五百万に謳ひ出して御覧に入れたならば、如何に？

◇鬼もあれば蛇もある。

閣議後首相以下四相會議
對華交涉打開所關
機宜處置一任外相

東京二十八日電。廣田首相。二十七日閣議散會後。求有田、寺內、永野三相晤。相談對華問題。席上有田外相。將交涉經過。並帝方情勢。述外務省意見。因謀此種種協。今後方針。結果決定堅持既定方針。努力貫徹所信。劃在停頓狀態之交涉打開所關外交手段方法。共擬照現狀。機宜處置。一委外相云。

解決行政改革問題
特努力於議會對策
政府豫算決定後決定

東京二十八日電。議大三一案指導為目標之中間機關七億突破之昭和十二年度問題。至遲十二月中、可得具體案。二十七日閣議。別無異議。審議三小時。一五相會議。可料一程度、決定。決定事項。(一)最近政府決定解決行政改革問題、及致力於國會對策。(二)觀之日前議院議會對策。行政改革方面之進展所關。目下於四、五相會議。銳意研究。四相會議。既決定設「訪國策綜合對策」。並由政務出身閣員、待近得其體成案。從速決定閣議。更於五相會議。審議地方產業開發計劃。

陸海軍兩當局
近協議軍事費
即期豫算合理的運用

東京二十八日電。陸海軍兩當局。近擬協議軍事費合理運用。即陸軍就軍事豫算、海軍就軍備、分別研究。考慮軍備之整備。海軍當局明年度豫算之施行。亦決定實行經濟的軍備充實。決定今後。更督勵各部局、達成趣旨。即陸軍就軍事豫算、海軍就軍備、兵器等所開。民間之航空機會社。其他軍需工業會社工場生產能力。亦各有限度。軍需工業。合理督勵。與其強行擴充。不如先擴充生產能力增大。生產價格低廉化。永野海相。欲一決定等。此際均當積極考慮。於是軍部兩當局。聯絡協議、勢所必至云。

國家足守最小限度
軍備充實絕對勿缺
永野海相西下車中談

橫濱二十八日電。永野海相。為參列二十九日吳工廠水上機母艦進水式。二十七日午後十一時十四分。發品川驛西下。車中語及無條約對處之決意。一如左。

海軍自明年。入無條約第一年。今也豫。既成立。國防上可無遠算。而於自主的海軍軍備。早宜著手整備。勿論守所必要。最小限度之軍備充實。縱何國離。凡為國家存立確保真洋平和之大使命。如帝國之立場。絕對不可缺之要件。當前現下之國際情勢。寸時斷不許緩怠。海軍為完此大使命。益加嚴正紀振作士氣。上下一心。專念本務精進。願國民一般之。與關係各省折衝云。

國中共產自能粉碎
防共協定決不參加
國府外交部正式發表

南京二十七日電。外交部。關日德防共協定。二十七日。發表聲明書、正式表明不參加意思。其內容如左。中華方與己同之力。粉碎國中共產勢力。而有成功亦確信將來。可以已國之力。絕滅共產勢力。而此劃共工作。與中蘇絕對的內政問題。斷不求諸外國援助。於此聲明。

滿洲國
抗議俄方

新京二十七日電。二十六日駐殿英。俄兵不法越境射擊拂、職行為、滿洲國外交部。二十七日午後。嚴重抗議俄方云。

鹽糖新營製糖
獎勵早植
抽籤贈彩

新營郡鹽業會社新營製糖所。為獎勵早植。本年栽種面積。每三分。七、八月栽植。贈呈抽籤券二枚。九月栽植一枚。去二十七日。上午八時半。至下午四時。在新營大運場。集產農者約五千人。抽籤結果。特等一千四三枝。落於台文郡六甲庄中社陳德吉、六甲庄七甲次清郎、同郡大內庄楠溝南三氏之手。一等五百四三枝、落

臺北州要求總額
八百六十二萬圓
明年度豫算仍見赤字

十二年度。臺北州各課要求總額八百六十二萬五千圓。(其中臨時部四十四萬八千圓)。現于地方課。聽取各課試明查定中。而新規要求。為山地開發道路開鑿。第三中學校新設。實業補習學校新設。及警察官吏增員。乃欲買入。不意年來產地因米貨除惠。且有內地正待產地於盛出米投賣時。乃欲買入。不意年來產組合庫以寄託而關資。鑑於昨年及一昨年回轉奇貨。本年失收。三等米少數。極度強氣。如臺北州下回轉殺。日受檢米不過一二百袋。即下收刈雖有半數以上。而曝乾之粟乃至收穫。十日限之內米用。雖以期待盤北州產回轉。以故天候雖回復。而買氣仍強。

需要期迫近
圓糧再昂
北州仍未出米

二期回轉。需要期已漸迫近。而去二十七日北部陰雨。在庫米減退。賣派焦慮買增。午前中猶在十一圓以內一進一退。比入後場。即十二月十日限已唱十一圓。成盤至十一圓六十錢。十五日限買氣猶強。成盤一圓十八錢。浮水以至十一圓六十五錢買賣。堅調頗天氣恢復。人氣軟化。降至十一圓五錢。然買派急氣買回。九時半頃。又起十一圓十六七錢。益

昭慶禪寺行事

嘉義郡大林庄慈運山昭慶寺。於今年十月。舉手續。於十一月十日。建築工事。在該寺前。建築一。彼岸賽塔。今回工事完竣。訂本二十九日午前十一時。舉行落成式。順逆二天功德。普施甘露諸佛菩薩。

全島社會事業大會
全議案可決確定
最終日皆熱心討論

既報全島社會事業大會。第二日之二十七日。續續第八案、一、失業及浮浪者救濟。救護施設實施要望之件。決定附託委員。第九、十、十一議案。本島施行救護法。建議當局之件。一括、程、本案施行。為現在本島社會情勢上。屬緊急。故設期成同盟實行委員。起猛烈運動。不日當地信嘱託之。次第十七、八兩案、有多少議論。終可決原案。下午零時十分。議案四時。均照原案。

▲諮問事項。一、昭和十一年度歲入歲出追加豫算。二、同年度歲入歲出更正豫算。三、北港街手數料條例中改正。四、水道使用條例中改正。五、北港街基本財產處分。

北港街協議會
均照原案可決

北港街。月二十七日午後一時起。在街會議室。開第三回協議會。附議左記事項。議案四時。

▲諮問事項。一、昭和十一年度歲入歲出追加豫算。二、同年度歲入歲出更正豫算。三、北港街手數料條例中改正。四、水道使用條例中改正。五、北港街基本財產處分。

のみのコバタ

カモス歯磨

お先き煙草は楠はぬけんど　お先き煙管がねえ玉ちょん…其歯ニモタで磨かにゃアア

定価　二錢

825

還元は　エキホス

凡ての發熱性並に疼痛性疾患例へば流感、肺炎、肋（腹）膜炎、肺尖カタル、ロイマチス、神經痛、腰痛、肩凝、關節炎、火傷、齒痛等に應用すれば不便と手數を要せす用法、簡便にして一回の塗布よく長時間効力を持續す。

包裝　100瓦　250瓦　500瓦　2瓶

御注意　近時類似粗惡品多數あり御購入の際には必ず「エキホス」と御指名を乞ふ

發賣元　武田長兵衛商店　株式會社　笠野義商店　製造元　二巴合名會社　大阪市東區道修町

A—13

臺灣日日新報

昭和十一年十二月九日第三種郵便物認可　（原稿部電話）

臺北新報

本紙一部五錢・一ヶ月前金壹圓參拾五錢・一ヶ月間參拾八錢・六ヶ月間金貳圓壹拾五錢・一年間四圓五拾錢・但日本內地及外地方面は一ヶ月壹圓五拾錢・六ヶ月間參圓・一年間五圓五拾錢

臺北市表町一丁目三番地　臺北新報社　電話　代表番號二八〇〇番　編輯用二八〇四番　廣告用二八〇五番　振替口座臺灣二〇番　料金別納郵便物認可

臺灣日日新報

本紙一部五錢・一ヶ月前金壹圓參拾五錢・一ヶ月間參拾八錢・六ヶ月間金貳圓壹拾五錢・一年間四圓五拾錢・但日本內地及外地方面は一ヶ月壹圓五拾錢・六ヶ月間參圓・一年間五圓五拾錢

臺北市表町一丁目三番地　臺北新報社　電話　代表番號二八〇〇番　編輯用二八〇四番　廣告用二八〇五番　振替口座臺灣二〇番　料金別納郵便物認可

第參期決算公告

貸借對照表

（昭和參年九月參拾日現在）

資本金之部	圓	資本金之部	圓
未拂込資本金	三、〇〇〇、〇〇〇	土地及設備	三、〇〇〇、〇〇〇
建物及設備	三、〇〇〇、〇〇〇	機械工具及什器	三、〇〇〇、〇〇〇
製品及貯藏品	三、〇〇〇、〇〇〇	買掛金	三、〇〇〇、〇〇〇
創業費	三、〇〇〇、〇〇〇	借入金	三、〇〇〇、〇〇〇
未經過保險料	三、〇〇〇、〇〇〇	當期利益金	三、〇〇〇、〇〇〇
建勵銀行預金	三、〇〇〇、〇〇〇	當期繰越金	三、〇〇〇、〇〇〇
現金	三、〇〇〇、〇〇〇	當期利益金	三、〇〇〇、〇〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇	計	三、〇〇〇、〇〇〇

右之通リ候也

昭和參年參月參日

臺北州基隆市外木山九番地

臺灣電化株式會社

頭痛齒痛はガオガンに限る

改正臺北市全圖

定價　金壹圓

臺灣日日新報社

商事課

近海郵船基隆出帆

門司神戸行

吉野丸　十二月二日後四時半發

大和丸　十二月七日後四時半發

朝日丸　十二月十一日後四時半發

大連汽船基隆出帆

大連直行

山東丸　十二月二十日後五時發

代理店

丸一組

臺灣支店　臺北電話四七九番

辰馬汽船出帆

神戸大阪行

靈祝丸　十二月五日　基隆發

因大阪商船會社出帆

門司行

高千穗丸　十二月四日一時

長崎丸　十二月九日一時

上海行

長崎丸　十二月四日一時

上海行

靈祝丸　十二月九日一時

基隆發

香港歐洲行

筥崎丸　十二月二日後四時半發

因大連汽船出帆

上海行

長崎丸　十二月七日後四時半發

上海內地行

筥崎丸　十二月六日早朝九時發

大連仁川行

岐阜丸　十二月一日正午

香港歐洲行

筥根丸　十二月二日後四時半發

◉賣出期間

十二月一日より

十二月三十一日まで

即時引換福引

大景品目錄

一等　【楠四尺箪笥、洋服箪笥、オルガン、羽二重蒲團、大島絣大形トランク、段通、絨壇、其他

二等　【二段飾箪笥、楠三尺箪笥、椅子セット、毛布、八端蒲團五枚組、ラヂオ、皮トランク、茶棚、蓄音機レコード付其他

三等　【鏡臺、絹綿蒲團、黒丹鏡臺、長机、會席膳十人前、毛布座蒲團、レインコート、高貴織、名古屋帶

四等　【文化机、柱時計、銘仙、掛蒲團、毛布二枚續、蝙蝠ズボン丹前、銘仙羽織、其他

五等　【反物、銘仙、洋傘、テーブル掛、ケシヨーマット、ニューム草履、電氣スタンド、毛シヤツ其他

六等　【淺草海苔、組合文具、帽子、下駄、下物敷、節句幟、鯉下駄、鯉のぼり、壁掛、其他

七等　【男女樹下駄、スリッパ、鳥打ハンチング、製菓、寶其他本文ハンカチ、三ツ組時計、鏡、組合文具

◉八等、九等、十等、十一等、十二等

迄一本も空籤なしの總當り

福引券即時引換場所

榮町通り　公會堂前（臺日社横）

◉御買上高現金一圓毎に即時引換

福引券一枚宛進呈

●引換期間　昭和十一年十二月一日　十一日迄

（發行店の印章なき福引券は無效）

榮町聯合賣出會

綜合ホルモン含有の新白粉

クラブ白粉

健康を助長する新様式の白粉出づ

☆

クラブ白粉は苦心研究の結果、肌から吸收するクラブ綜合ホルモンの配合に成功いたしました。

クラブ白粉をお使ひなれば地肌から若く美しく健康にします

☆

クラブ白粉は肌の健康のため特殊な色素を用ひ、白粉の粒子も極めて精微ですからツキ・ノビのよいことは不思議な位で大好評の素晴しい新様式の白粉です。

☆

クラブはき白粉
クラブ袷白粉
クラブ煉白粉
クラブ固煉白粉
クラブ水白粉

空前の膨大豫算案

その時勢の反映

一

各大國の豫算を中心に考だしと危惧される明年度一般會計豫算案は三十億一千百万円という云部のスケールを以て編成なり、而も外に四億餘を計上、而も外に四億餘を計上、而も外に四億餘を計上

閣議決定せる 退職積立金施行令

明年一月より實施豫定

（下）

一、納入たる積金中にありては勞働者に對する利益配當金額を控除積金額又は出金額に依り積立たる割合が百分五を越た百分七に至らざる時は百分五を越た年百分二、年百分七に至らざる時は百分七を越た年百分十以内なる時は百分の百分二、百分十を越ゆる時は百分の百分三に相當する金額とし利益配當金額が積立金額又は出資金額の平百分五の割合を越ゆる金額の十分の一を超過とすることを得ること、但し積立たる事業中にあつては勞働者における事業の即廢の際又は勞働者の退職又は解雇の際又は勞働者の死亡の際は此の限に在らず

金額は一万円を超え二万円以内なる時は百分の一、二万円を超え三万円以内なる時は百分の百分二、三万円を超ゆる時は百分の百分三に相當する金額とし積金額又は出資金額の百分六〇が六千円を超ゆる金額に十分一を超過とすることを得ること

前項の事業年度は營業年度又は勞働者の退職又は解雇の際の事業年度に於ては勞働者の利益に之を變更することを得ること

行政官廳事業主なる時利益配當金額、積金額又は出資金額の算定不當なりと認むる時は積立金額を適正に認可することを得ること、詐欺其他不正の行爲に依り認可を受けたるものに對しては行政官廳は其の認可したる金額の變更を命ずることを得ること

一、十二號の規定は退職積立金及び退職積立金に之を適用する準備金に關する規定に依り設置したる積立金に之を適用する準備金に關する規定

一、退職金若は賃金内務大臣の指定に關し退職積立金の支拂又は退職手當の支給に關する事項を變更すること

退職積立金及び退職手當施行細則は内務省令

第二十七條　勞働者の各號の一に該當する事由に依り解雇せられたる時は法第二十四條第二項の退職手當は之を支給せざることを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第二十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第一項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第二十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十一條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十二條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十三條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十四條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十五條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十六條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十七條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第三十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十一條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十二條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十三條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十四條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十五條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十六條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十七條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第四十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十一條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十二條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十三條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十四條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十五條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十六條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十七條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第五十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十一條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十二條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十三條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十四條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十五條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十六條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十七條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第六十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十一條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十二條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十三條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十四條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十五條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十六條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十七條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第七十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十一條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十二條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十三條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十四條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十五條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十六條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十七條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第八十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十一條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十二條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十三條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十四條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十五條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十六條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十七條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十八條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第九十九條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

第百條　勞働者扶助法第二條第一項の退職手當は法第二十四條第二項の退職手當の支給を爲すことを得

（一）事業の風紀を紊し又は紊すの虞ある行爲ありたる時

（二）暴行を用ひて解雇せられたる時

（三）故意に重大なる損害を與へたる時

（四）正當の事由なくして無斷缺勤引續き十四日以上又は通算して三十日以上に及びたる時

（五）其の他前各號に準ずる程度の背信行爲ありたる時

金融統制へのの 諮問機關 設官 金融評議會

一進歩であるが效果は 大藏省の運用如何に

【東京二十八日發】今回大藏當局が金融統制の總合的機關として設置することとなつた金融評議會に對し金融界の意向を反映させるに當つては、實際の統制運營には實業家並地方の實情に通ずる者の參加を必要とするの點に就ては未知數であるが、今回大藏當局が財界の代表者を網羅した金融評議會、設置を決定したことは、理論的統制運營に捕はれた從來の態度に比すれば大なる進歩であると見ることが出來る、併し大藏當局が金融統制の實行に當つて、金融界及一般經濟界の情勢を無視した金融統制の結果は望ましくないのであるので